

令和6年度第1回三島市地域公共交通協議会 議 案 書

- | | | |
|-------|-------------------------|----------|
| 第1号議案 | 令和5年度 三島市地域公共交通協議会事業報告 | …1・2ページ |
| 第2号議案 | 令和5年度 三島市地域公共交通協議会決算 | …3・4ページ |
| 第3号議案 | 令和6年度 三島市地域公共交通協議会事業計画案 | …5ページ |
| 第4号議案 | 令和6年度 三島市地域公共交通協議会予算案 | …6ページ |
| 第5号議案 | 三島市地域公共交通協議会規約の改正について | …7～14ページ |

令和5年度 三島市地域公共交通協議会事業報告

1 三島市地域公共交通協議会等の開催について

(1) 三島市地域公共交通協議会の開催

第1回 令和5年6月22日（木）（書面開催による議決日）

- <議案> ●令和4年度事業報告案及び決算報告案について
●令和5年度事業計画案及び予算案について
・以上について承認

第2回 令和5年6月28日（水）13時30分から

- <議案> ●「三島市地域公共交通網形成計画」の事業実施状況の評価について
●「三島市地域公共交通計画（案）」パブリック・コメント実施結果について
●協議会名称変更について
・以上について承認

第3回 令和5年11月21日（火）（書面開催による議決日）

- 三島市自主運行バスふれあい号の「青木南」バス停移設について
・以上について承認

第4回 令和5年12月22日（金）

- <議案> ●令和6年度三島市自主運行バスの運行について
●退出申出路線について
●単独継続困難申し出路線について
●地域間幹線系統路線の事業評価に関する市の対応について
・以上について承認

(2) 作業部会の開催

第1回 令和5年6月13日（火）10時00分から

- 「三島市地域公共交通計画（案）」パブリック・コメント結果について

第2回 令和5年12月8日（金）13時30分から

- 第4回三島市地域公共交通協議会について
●令和6年度公共交通PRイベントについて
●令和6年度三島市地域公共交通協議会事業について

※作業部会は、三島市地域公共交通協議会規約第8条第1項の規定に基づき、同規約第3条に規定する所掌事務について専門的な調査研究及び検討を行うもので、事業の進捗に応じて開催します。

2 令和5年度事業について

(1) 三島市地域公共交通計画印刷業務

<概要>

- ・着手日 令和6年2月5日
- ・完了日 令和6年3月22日
- ・契約額 196,680円(税込)
- ・受注者 文光堂印刷株式会社
- ・数量 各100部
- ・内容 令和5年度に策定した「三島市地域公共交通計画」の冊子及び概要版の作成、印刷。



(2) みしま公共交通マップ(絵本作家版)印刷業務

<概要>

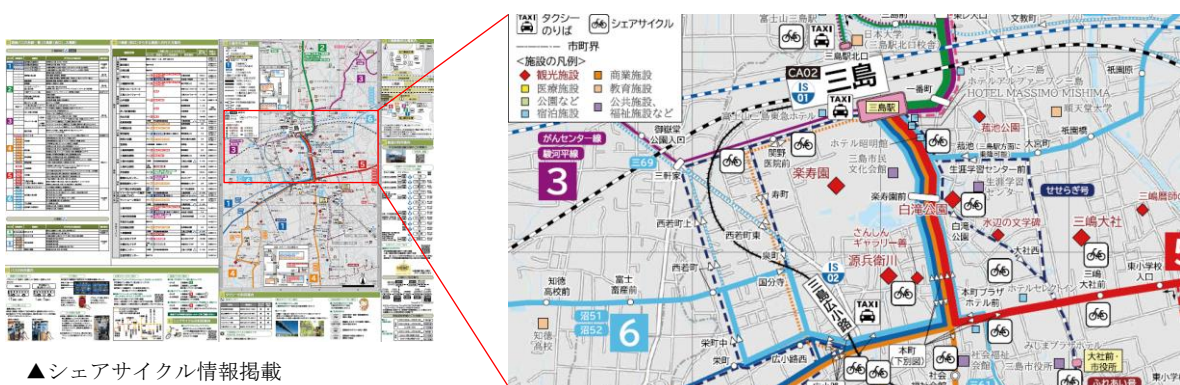
- ・着手日 令和6年2月5日
- ・完了日 令和6年3月22日
- ・契約額 128,700円(税込)
- ・受注者 文光堂印刷株式会社
- ・数量 13,000部
- ・内容 令和3年度に絵本作家のえがしらみちこさん(三島市在住)が描きおろした観光版の公共交通マップ情報を更新、データを修正し印刷。三島駅前観光案内所、市役所正面玄関ほか市内各施設へ配布。データを三島市ホームページに掲載。



(3) みしま公共交通マップ(全域版)印刷業務

<概要>

- ・着手日 令和6年2月5日
- ・完了日 令和6年3月22日
- ・契約額 617,760円(税込)
- ・受注者 ナポー株式会社
- ・数量 20,000部
- ・内容 バス路線情報やタクシー、バス、鉄道の運賃情報を更新。新たにシェアサイクル情報を掲載し印刷。三島駅前観光案内所、市役所正面玄関ほか市内各施設へ配布。データを三島市ホームページに掲載。



▲シェアサイクル情報掲載

令和5年度 三島市地域公共交通協議会決算

(歳入)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	決算額の説明
1款 負担金	790,000	790,000	
1項 負担金	790,000	790,000	
1目 負担金	740,000	740,000	市負担金
	50,000	50,000	事業者負担金(10,000円×5事業者)
2款 補助金	0	0	
1項 補助金	0	0	
1目 補助金	0	0	
3款 繰越金	1,629,200	1,629,200	
1項 繰越金	1,629,200	1,629,200	
1目 繰越金	1,629,200	1,629,200	
4款 諸収入	30	20	
1項 諸収入	30	20	
1目 雑入	30	20	預金利息
歳入合計	2,419,230	2,419,220	

(歳出)

(単位:円)

科目	予算額	歳出済額	歳出済額の説明
1款 運営費	370,000	284,405	
1項 会議費	300,000	238,240	
1目 会議費	300,000	238,240	委員報酬・費用弁償
2項 事務費	70,000	46,165	
1目 事務費	10,000	8,525	振込手数料
	50,000	28,240	郵送料
	10,000	9,400	消耗品
2款 事業費	2,049,230	943,140	
1項 事業費	2,049,230	943,140	
1目 事業費	400,000	196,680	「三島市地域公共交通計画」冊子及び概要版印刷
	849,230	746,460	公共交通マップ全域版・観光版(絵本作家版)のデータ修正及び印刷
	800,000	0	計画に基づく新規事業用(例:研修費、会場費、広報費等)
歳出合計	2,419,230	1,227,545	

なお、必要に応じて科目間の流用は認めるものとする。

歳入合計	2,419,220 円
歳出合計	1,227,545 円
差引合計	1,191,675 円(次年度繰越金)

監 査 報 告 書

令和5年度三島市地域公共交通協議会の会計に関する帳簿及び関係書類を監査した結果、歳入・歳出ともに適正に処理されていたことを認める。

令和 6 年 5 月 13 日

三島市地域公共交通協議会

監 事 坪 内 祐 一

監 事 松 村 隆 文

令和6年度 三島市地域公共交通協議会事業計画案

1 「三島市地域公共交通計画」に位置付けた事業の実施

- (1) バス、タクシー運転手の確保に向けた行政支援に関する事業
行政と連携してバスやタクシーの運転手募集や、公共交通の利用促進をPRするイベントを開催する
- (2) 地域ごとに選択可能な移動手段の周知に関する事業
路線状況や新たにシェアサイクル情報を追記した公共交通マップを配布及びホームページで公開するとともに、公共交通を使った移動方法等、具体的な利用方法を紹介する

2 三島市地域公共交通協議会等の開催

- (1) 三島市地域公共交通協議会の開催（年4回程度）
 - 第1回 令和6年（2024年）6月（書面開催）
 - ・令和5年度事業報告（案）及び決算（案）
 - ・令和6年度事業計画（案）及び予算（案）
 - 第2回 令和6年（2024年）7月4日（木）
 - ・三島市自主運行バスについて
 - ・「三島市地域公共交通計画」の目標達成状況及び評価について
 - 第3回 令和6年（2024年）12月頃（予定）
 - ・「三島市地域公共交通計画」事業実施進捗状況
 - 第4回 令和7年（2025年）2～3月頃（予定）
 - ・「三島市地域公共交通計画」事業実施状況の確認、課題の共有等
- (2) 作業部会の開催
三島市地域公共交通協議会規約第8条第1項の規定に基づき、同規約第3条に規定する所掌事務について専門的な調査研究及び検討を行う。事業の進捗に応じて開催するものとする。

令和6年度 三島市地域公共交通協議会予算案

(歳入)

(単位:円)

科目	予算額	説明
1款 負担金	750,000	
1項 負担金	750,000	
1目 負担金	750,000	市負担金 700,000 事業者負担金(10,000円×5事業者) 50,000
2款 補助金	0	
1項 補助金	0	
1目 補助金	0	
3款 繰越金	1,191,675	
1項 繰越金	1,191,675	
1目 繰越金	1,191,675	前年度繰越金
4款 諸収入	20	
1項 諸収入	20	
1目 雑入	20	利子
歳入合計	1,941,695	

(歳出)

(単位:円)

科目	予算額	説明
1款 運営費	410,000	
1項 会議費	300,000	
1目 会議費	300,000	委員報酬・費用弁償
2項 事務費	110,000	
1目 事務費	10,000	振込手数料
	50,000	郵送料
	50,000	消耗品(インク代等)
2款 事業費	1,531,695	
1項 事業費	1,531,695	
1目 事業費	800,000	運転手募集、公共交通の利用促進PRイベント
	731,695	計画に基づく新規事業用(例:研修費、会場費、広報費等)
歳出合計	1,941,695	

なお、必要に応じて科目間の流用は認めるものとする。

三島市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約案について

1 概要

道路運送法の改正に伴い、コミュニティバスの運賃・料金は運賃協議会で協議することが規定されたため、運賃協議会の設置規定を三島市地域公共交通協議会規約に追加する。

2 変更内容

- (1) 運賃協議会の設置規定を制定する。
- (2) 運賃協議会の設置規定制定に伴い規約の一部を改正する。(別紙)

3 変更の適用時期

本議案を議決した日

三島市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約案 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(運賃協議会)</u> <u>第9条 第3条第2号に掲げる事務について、道路運送法第9条第4項に規定する路線の運賃等を協議するため、運賃協議会を置くことができる。</u> <u>2 運賃協議会は、運賃協議会長及び運賃協議会員をもって組織する。</u> <u>3 運賃協議会長及び会員は、会長が指名する。</u> (経費の負担) 第10条 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。 (財務) 第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (監査) 第12条 協議会に監事2名を置く。 2 監事は、委員のうち、第4条第12号及び第13号に規定する者以外のものから会長が指名する。 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 4 監事は、委員としての任期が満了した場合は、後任の監事が就任するまで、引き続き監事としてその職務を行う。 5 監査に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、市の第3条第1号に掲げる事務を所管する課並びに同条第2号に掲げる事務を所管する課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局及びその処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (補則) 第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この規約は、平成29年4月7日から施行する。 附 則 この規約は、平成31年4月19日から施行する。 附 則 この規約は、令和5年6月28日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和6年6月 日から施行する。</u></p>	<p>(経費の負担) 第9条 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。 (財務) 第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (監査) 第11条 協議会に監事2名を置く。 2 監事は、委員のうち、第4条第12号及び第13号に規定する者以外のものから会長が指名する。 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 4 監事は、委員としての任期が満了した場合は、後任の監事が就任するまで、引き続き監事としてその職務を行う。 5 監査に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、市の第3条第1号に掲げる事務を所管する課並びに同条第2号に掲げる事務を所管する課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局及びその処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (補則) 第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この規約は、平成29年4月7日から施行する。 附 則 この規約は、平成31年4月19日から施行する。 附 則 この規約は、令和5年6月28日から施行する。</p>

三島市地域公共交通協議会規約（現時点）

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、三島市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、三島市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を静岡県三島市北田町4番47号三島市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活性化再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
 - イ 計画の実施に係る協議に関すること。
- (2) 道路運送法に関すること。
 - ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
 - イ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人静岡県バス協会の代表又はその指名する者
- (2) 商業組合静岡県タクシー協会の代表又はその指名する者
- (3) 関係する旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (4) 旅客自動車運送事業者の労働者団体の代表又はその指名する者
- (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 静岡県公共交通担当部局
- (7) 静岡県公安委員会が指名する者
- (8) 道路管理者（活性化再生法第2条第3号に規定する道路管理者をいう。）又はその指名する者
- (9) 商工観光に携わる者
- (10) 住民又は利用者の代表
- (11) 学識経験者
- (12) 副市長
- (13) 市の第3条第1号に掲げる事務を所管する部長、同条第2号に掲げる事務を所管する部長、政策企画担当部長及び市道維持管理担当部長

(14) その他市長が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。
(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員(第4条第13号に掲げる者を除く。)の互選によってこれを定める。
3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開とする。
4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
7 会長は、緊急その他やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書面での決議をもって会議に代えることができる。
8 第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは「すべての委員」と読み替えるものとする。
9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(作業部会)

第8条 第3条各号に掲げる事務について、専門的な調査研究及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
3 作業部会長及び作業部会員は、会長が指名する。
(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 11 条 協議会に監事 2 名を置く。

- 2 監事は、委員のうち、第 4 条第 12 号及び第 13 号に規定する者以外のものから会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 監事は、委員としての任期が満了した場合は、後任の監事が就任するまで、引き続き監事としてその職務を行う。
- 5 監査に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、市の第 3 条第 1 号に掲げる事務を所管する課並びに同条第 2 号に掲げる事務を所管する課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局及びその処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

三島市地域公共交通協議会規約（改正後）

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、三島市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、三島市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を静岡県三島市北田町4番47号三島市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活性化再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
 - イ 計画の実施に係る協議に関すること。
- (2) 道路運送法に関すること。
 - ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
 - イ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人静岡県バス協会の代表又はその指名する者
- (2) 商業組合静岡県タクシー協会の代表又はその指名する者
- (3) 関係する旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (4) 旅客自動車運送事業者の労働者団体の代表又はその指名する者
- (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 静岡県公共交通担当部局
- (7) 静岡県公安委員会が指名する者
- (8) 道路管理者（活性化再生法第2条第3号に規定する道路管理者をいう。）又はその指名する者
- (9) 商工観光に携わる者
- (10) 住民又は利用者の代表
- (11) 学識経験者
- (12) 副市長
- (13) 市の第3条第1号に掲げる事務を所管する部長、同条第2号に掲げる事務を所管する部長、政策企画担当部長及び市道維持管理担当部長

(14) その他市長が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。
(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員(第4条第13号に掲げる者を除く。)の互選によってこれを定める。
3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開とする。
4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
7 会長は、緊急その他やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書面での決議をもって会議に代えることができる。
8 第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは「すべての委員」と読み替えるものとする。
9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(作業部会)

第8条 第3条各号に掲げる事務について、専門的な調査研究及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
3 作業部会長及び作業部会員は、会長が指名する。
(運賃協議会)

第9条 第3条第2号に掲げる事務について、道路運送法第9条第4項に規定する路線の運賃等を協議するため、運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会は、運賃協議会長及び運賃協議会員をもって組織する。
3 運賃協議会長及び会員は、会長が指名する。
(経費の負担)

第 10 条 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務)

第 11 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 12 条 協議会に監事 2 名を置く。

2 監事は、委員のうち、第 4 条第 12 号及び第 13 号に規定する者以外のものから会長が指名する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

4 監事は、委員としての任期が満了した場合は、後任の監事が就任するまで、引き続き監事としてその職務を行う。

5 監査に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、市の第 3 条第 1 号に掲げる事務を所管する課並びに同条第 2 号に掲げる事務を所管する課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局及びその処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 月 日から施行する。